

平成 24 年 11 月 12 日  
北海道管区行政評価局  
(局長：杉山 茂)

## 「河川の管理に関する行政評価・監視」の調査結果に基づく改善措置状況

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 24 年 4 月～24 年 7 月
- 2 調査対象機関 国土交通省北海道開発局

【通知日及び通知先】 平成 24 年 8 月 13 日 国土交通省北海道開発局に対して所見表示

【回答年月日】 平成 24 年 10 月 31 日

### 【関係機関（北海道開発局）における改善措置の概要】

- 不法占用の解消については、平成 18 年、開発建設部に対し、占有許可している河川の管理状況について河川巡視等による調査を行い、占有者に適切な管理を行わせるように文書を発出しているが、再度、文書による指示を行った。さらに、長期間にわたる不法占有については、開発建設部に対し対応を強化するよう指示し、関係漁業団体に対して占用地の整理や所有者確認等の協力を要請したことにより、一部不法占用の解消や廃バスの撤去がなされた。
- 河川管理施設等の適切な維持管理については、開発建設部に対し文書による指示を行った。

【所見表示事項等と関係機関が講じた改善措置状況の対比表】

所見表示事項等	関係機関が講じた改善措置状況
<p><b>1 不法占用の解消</b> (所見表示事項)</p> <p>北海道開発局は開発建設部に対し、次の措置を講ずるよう指示する必要がある。</p> <p>① 無許可占有については、i) 河川巡視において無許可占有等の不法行為を発見したときは厳重に注意するとともに、その後の是正状況を確認すること、ii) 注意しても不法占用の解消が見込めない場合には、速やかに河川法第 77 条第 1 項に基づく違反是正指示書を交付するなど、指導監督権限に基づく厳しい措置をとること。</p> <p>② 占有許可の目的、範囲の逸脱については、上記①の無許可占有の所見表示事項に加え、i) 河川巡視において、占有許可の目的や範囲が遵守されているか図面等を基に十分確認すること、ii) 占有許可の更新申請があった場合は、河川巡視の結果を反映させるなど現況を十分に確認することについて徹底すること。</p> <p>③ 長期間にわたる不法占有については、i) 石狩市及び関係漁業団体の協力を得て、石狩川河口付近の両岸に置かれている廃バスや廃船等の所有者を確認の上、所有者が判明したものは、所有者において適切に管理又は処分するよう指導すること、ii) 上記 i) の確認の結果、所有者が不明なものは、河川法第 75 条第 3 項に基づく監督処分等の措置をとること。</p> <p>(説明)</p> <p>&lt;制度の概要等&gt;</p> <p>河川区域内に、放置された船、不法に土地を占有している工作物等がある場合は、増水時における洪水の流下阻害、河川管理施設に対する損傷など、治水上の支障が懸念されるほか、河川の適正な利用の妨げとなる場合があることから、河川区域内において、土地を占有しようとする者等は、法第 24 条等に基づき、河川管理者の許可を得なければならないとされており、これに違反した者に対し、河川管理者は、法第 75 条に基づく監督処分ができる。</p>	<p>&lt;改善措置状況&gt;</p> <p>開発建設部に対しては、既に当局が占有許可している河川敷地の管理状況について河川巡視等により調査を行い、占有者に適切な管理を行わせるよう「占有許可を与えている河川敷地の管理状況等の調査について」（平成 18 年 9 月 22 日付け事務連絡）を发出しているが、再度「河川敷地の適正な管理について」（平成 24 年 9 月 25 日付け建設行政課長、河川管理課長連名事務連絡）により、不法占用の解消について指示を行ったところである。</p> <p>さらに、長期間にわたる不法占有については、対応を強化するよう開発建設部に指示し、関係漁業団体に対して占用地の整理や所有者確認等の協力を要請したことにより、一部不法占用の解消や廃バスの撤去がなされたところである。</p> <p>今後も引き続き、石狩市及び関係漁業団体の協力を得ながら、より一層の改善が図られるよう開発建設部を指導してまいりたい。</p> <p>また、廃バスや廃船等の所有者確認については、関係法令に基づき適切に処理し、所有者が不明なものに対する監督処分等の措置については、河川管理上の支障の有無や地元の意向等も勘案の上対処するよう、上記文書の発出と併せて開発建設部を指導したところである。</p>

### <調査結果の概要>

今回、当局が河川管理施設等を調査した結果、次のような状況がみられた。

#### (1) 無許可占有

河川区域内において、土地を占有しようとする者等は、法第 24 条等に基づき、河川管理者の許可を得なければならないが、無許可で占有している例。

#### (2) 占有許可の目的、範囲の逸脱

占有許可を受けた者は、許可書に記載された占有目的や範囲等を遵守する必要があるが、占有目的や範囲を逸脱して占有しているため不法占有となっている例。

#### (3) 長期間にわたる不法占有

河川管理者が不法占有している者に対し何度も指導又は警告等を行ったにもかかわらず長期間にわたって不法占有状態が継続されていた場合、放置された船、不法に土地を占有している工作物等に起因する洪水の流下阻害、河川管理施設に対する損傷など、治水上の支障が懸念される。そのためには、これらの所有者を確認し、所有者が判明した場合は監督処分、所有者が不明の場合は簡易代執行等を行うなどにより不法占有を解消する必要があるが、不法占有が長期間にわたって継続されている例。

## 2 河川管理施設等の適切な維持管理

### (所見表示事項)

北海道開発局は開発建設部に対し、河川巡視において、河川管理施設等の機能が十分発揮できる状態にあるかの確に把握し、問題のあるものについては、速やかに必要な措置を講ずることを徹底するよう指示する必要がある。

### (説明)

### <制度の概要等>

河川管理者は、災害の発生防止や河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等の観点から、河川管理施設等を適切に維持管理しなければならないとされている。

### <改善措置状況>

河川管理施設等の維持管理については、限られた予算の範囲の中で、優先順位を踏まえ必要な措置を講じてきたところであるが、指摘事項を踏まえ、これからも適切に維持管理をしてまいりたい。

開発建設部に対しては、「河川敷地の適正な管理について」（平成 24 年 9 月 25 日付け建設行政課長、河川管理課長連名事務連絡）により、河川管理施設等の適切な維持管理について指示を行ったところである。

### <調査結果の概要等>

今回、当局が河川管理施設等を調査した結果、次のような状況がみられた。

なお、②から④までの事例について、北海道開発局では、当局の調査途上において対応済みであるとしている。

- ① 約 400mの区間にわたって護岸の隙間部分から多数の樹木が生えてきており、そのまま放置しておく、これらの樹木の成長に伴い、護岸を損傷しかねない状況。
- ② 災害などの緊急時に消防用ポンプ車が消火用の河川水を確保できるよう低水敷護岸が整備されているが、進入路及び護岸の一部に土砂が堆積し、消防用ポンプ車が進入できず、緊急時の使用が困難な状況。
- ③ 護岸の背後部分に土砂の流出による穴が開いており、そのまま放置しておく、更に土砂が流出し護岸に損傷を来すおそれがある状況。
- ④ 法面に設置された木製階段の一部が破損しており、当該箇所の危険表示がはがれたままの状態となっているものや、護岸に設置された転落防止用フェンスの支柱固定用のボルトが抜けたままとなっているものなど、利用者にとって危険な状況。

(参考)

#### 【調査の背景事情】

- 北海道内の1級河川は13水系あり、中でも、石狩川水系は道内中央部に位置し、特に石狩川下流域は、洪水被害を受けやすい低平地
- 北海道管区行政評価局では、平成18年4月～7月、河川の適正な管理を図る観点から「河川の管理等に関する行政評価・監視」(以下「前回調査」という。)を実施し、その結果に基づき、同年8月に北海道開発局に対して、河川巡視のあり方の見直し、不法行為対策の推進等について所見表示を実施
- これを受けて北海道開発局から、所要の改善措置を講ずる旨の回答を得ているところであるが、河川区域内における無許可占用や廃家電製品等の不法投棄等の例がみられるなど、依然として不法行為が後を絶たない状況で、洪水等により河川管理に支障を及ぼすおそれがあることから、河川の適正な管理は今なお重要な課題
- この行政評価・監視は、河川の適正な管理を推進する観点から、前回調査結果に基づき講じられた改善措置状況のフォローアップを中心として、石狩川下流域の7河川のうち、北海道開発局が管理する区間約120kmを対象に、河川の占用状況等を調査

## 石狩川河口部の廃バス撤去の例

<ケース1>

【撤去前】



【撤去後】



<ケース2>

【撤去前】



【撤去後】

